

平成 28 年 6 月 1 日

現場代理人の常駐義務の緩和基準・主任技術者の兼任基準の 改正について

平成 28 年 6 月 1 日付けで、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定が改正され、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者または監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては 5,000 万円から 7,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 2,500 万円から 3,500 万円に、それぞれ引き上げられます。

この改正に伴い、練馬区で平成 27 年 9 月 1 日から実施している主任技術者の兼任および現場代理人の常駐義務緩和についても、対象となる金額を以下のとおり改正します。

- ・主任技術者の兼任を適用する契約金額

| | | |
|--------|---------------|------------|
| 建築工事 | ...5,000 万円以上 | 7,000 万円以上 |
| その他の工事 | ...2,500 万円以上 | 3,500 万円以上 |

- ・現場代理人の常駐義務緩和を適用する契約金額

| | | |
|--------|---------------|------------|
| 建築工事 | ...5,000 万円未満 | 7,000 万円未満 |
| その他の工事 | ...2,500 万円未満 | 3,500 万円未満 |

なお、現在履行中の工事について、改正後のそれぞれ基準で対象となる場合で該当し、手続きを希望する場合は、工事主管課へお問い合わせください。

（担当）

練馬区総務部経理用地課契約係

電話 03-5984-2832